

公共建築工事標準仕様書

(令和4年版)抜粋

9章 防水工事

5節 塗膜防水

9.5.1 一般事項

この節は、コンクリート下地に、屋根用塗膜防水材（ウレタンゴム系、ゴムアスファルト系）を用いて施工する塗膜防水に適用する。

9.5.2 材料

(1) 主材料

塗膜を形成する材料は、JIS A 6021（建築用塗膜防水材）の屋根用に基づき、種類はウレタンゴム系高伸長形又はゴムアスファルト系とし、立上り部は立上り用又は共用を用いる。

(2) 保護緩衝材

地下外壁防水の保護に使用する場合、保護緩衝材の材質は補強クロス付きポリエチレン発泡材とし、厚さ5mm以上のものとする。

(3) 絶縁用シート

屋内防水層と保護コンクリートを絶縁する目的で使用する場合、絶縁用シートは、9.2.2(10)によるポリエチレンフィルム又はフラットヤーンクロスとする。

(4) その他の材料

プライマー、補強布、接着剤、通気緩衝シート、シーリング材、仕上塗料等は、主材料の製造所の指定する製品とする。

9.5.3 防水層の種別及び工程

(1) ウレタンゴム系塗膜防水は、次による。

(ア) 防水層の工法による種別及び工程は、表9.5.1により、種別は特記による。

表9.5.1 ウレタンゴム系塗膜防水工法の種別及び工程

種別	X-1(絶縁工法)		X-2(密着工法)	
	材料・工法	使用量 (kg/m ²)	材料・工法	使用量 (kg/m ²)
1	接着剤塗り 通気緩衝シート張り ^{(注)1}	0.3	プライマー塗り	0.2
2	ウレタンゴム系 塗膜防水材塗り	3.0 ^{(注)4,(注)5}	ウレタンゴム系 塗膜防水材塗り 補強布張り	0.3
3	ウレタンゴム系 塗膜防水材塗り		ウレタンゴム系 塗膜防水材塗り	2.7 ^{(注)4,(注)5} (1.7) ^{(注)2}
4	仕上塗料塗り ^{(注)6}	-	ウレタンゴム系 塗膜防水材塗り	
5	-	-	仕上塗料塗り ^{(注)6}	-

- (注) 1. 接着剤以外による通気緩衝シートの張付け方法は、主材料の製造所の仕様による。
 2. 立上り部は全て、種別X-2とし、工程3及び工程4のウレタンゴム系塗膜防水材の使用量を()内とする。
 3. 表中のウレタンゴム系塗膜防水材の使用量は、硬化物比重が1.0である材料を示しており、硬化物比重がこれ以外の場合は、所定の塗膜厚を確保するように使用量を換算する。
 4. ウレタンゴム系塗膜防水材塗りは、2回以上に分割して塗り付ける。
 5. ウレタンゴム系塗膜防水材塗りの1工程当たりの使用量は、平場は2.5kg/m²、立上りは1.5kg/m²を上限とする。
 6. 仕上塗料の種類及び使用量は、特記による。特記がなければ、使用量は主材料の製造所の仕様による。

(イ) 種別X-1において、脱気装置の種類及び設置数量は、特記による。特記がなければ、主材料の製造所の仕様による。

9.5.4
施

工

- (1) 防水層の下地は、次による。
- (ア) 防水層の下地は、9.2.4(1)による。ただし、出隅は通りよく45°の面取りとし、入隅は通りよく直角とする。
- (イ) ルーフドレン回り、配管回り及び和風便器と防水層の取合いは、7節により、防水下地材に応じた適切なシーリング材で措置を講ずる。
- (2) プライマー塗りは、下地が十分乾燥した後に清掃を行い、ローラーばけ等を用いて当日の施工範囲をむらなく塗布する。
- (3) 下地の補強は、次による。
- (ア) コンクリートの打継ぎ箇所等で防水上不具合のある下地は、監督職員と協議のうえ、U字形にはつり、シーリング材を充填したうえ、幅100mm以上の補強布を用いて補強塗りを行う。ただし、種別X-1における通気緩衝シートの下になる部位については、主材料の製造所の仕様による。
- (イ) 出隅及び入隅は、種別Y-1の場合は幅200mm以上、種別Y-2の場合は幅100mm以上の補強布を用いて補強塗りを行う。

なお、種別 Y-1 の補強塗りは、増吹き又は増塗りする場合は補強布を省略することができる。

- (ウ) ルーフドレン、配管等の取合いは、幅100mm以上の補強布を用いて補強塗りをを行う。
- (4) 塗膜防水材塗りは、次による。
 - (ア) 塗膜防水材は、主材料の製造所の仕様により、可使時間に見合った量及び方法で練り混ぜる。
 - (イ) 塗膜防水材は、材料に見合った方法で均一に塗り付ける。

なお、種別 X-2 又は Y-2 の補強布張りは、防水材を塗りながら行う。
 - (ウ) 塗継ぎの重ね幅は100mm以上とし、補強布の重ね幅は50mm以上とする。
- (5) (1)から(4)まで以外は、主材料の製造所の仕様による。